

aeru time-stay  
宿泊約款・ご利用規則

## aeru time-stay 宿泊約款

### 第1条 適用範囲

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令・利用規約、又は一般に確立された慣習によるものとし、なお、当館の運営主体は合同会社aeru awaiであり、この宿泊約款及び関連する規則において「当館」とは、合同会社aeru awai及びaeru time-stayを意味します。
2. 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとし、

### 第2条 宿泊契約の申込み

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第 1の基本料金による。）
  - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

### 第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（全日程）の基本宿泊料を当館が定める申込金として、当館が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊約款の申込みを承諾するにあたり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 第5条 宿泊契約締結の拒否

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当し、又は該当するおそれがあると認められるとき。
  - イ) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
  - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
  - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの。
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客、従業員及び近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者である、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

## 第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は宿泊客が自己の都合又はその責めに帰す事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払期日より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
  2. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後6時（到着予定時刻が明示されている場合はその時刻の2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第7条 当館の契約解除権

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が、宿泊に関し、当館の定める規則、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められたとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当し、又は該当するおそれがあると認められるとき。
    - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
    - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
    - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客、従業員及び近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊客が伝染病患者であると認められるとき。
  - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (7) 当館、当館敷地内並びにその周辺での喫煙、寝室での寝たばこ、消防用設備に対するいたづら、その他当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当館が前項第6号の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービスの料金はいただきません。

## 第8条 宿泊の登録

20. 宿泊客は、宿泊日当日、当館において、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあつては国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## 第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、原則として、午後3時から翌日の午前11:00までとしますが、ご宿泊プランにより異なる場合があります。なお、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定に関わらず、同項の定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、宿泊料金の25%
- (2) 超過6時間までは、宿泊料金の50%
- (3) 超過6時間以上は、宿泊料金の100%

## 第10条 利用規則の遵守

宿泊客は、当館においては、当館が定めて館内に掲示その他の方法により宿泊客に提示した利用規則に従っていただきます。

## 第11条 営業時間

1. 当館の主な施設等の営業時間は館内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

2. ご案内する営業時間は、必要、又はやむをえない場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## 第12条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金の支払いは、通貨又は当館が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わる方法により、宿泊客の出発の際又は、当館が請求した時に行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

## 第13条 当館の責任

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

## 第14条 貴重品の取扱い

宿泊客が当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当館の責に帰すべき事由により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、総額10万円を限度として当館はその損害を賠償します。

## 第15条 宿泊客の荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客のお荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解した時に限って責任を持って保管し、宿泊客がチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客のお荷物又は貴重品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客のお荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、前条の規定に準じるものとします。

## 第16条 駐車の責任

宿泊客が当館の契約している駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず当館は場所をご紹介するものであって、車両の管理責任を負うものではありません。

## 第17条 宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

## 第18条 免責事項

当館からのインターネット通信のご利用にあたっては、ご利用者ご自身の責任において行うものとします。インターネット通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館の故意又は重過失による場合を除き、当館は一切の責任を負いません。また、インターネット通信のご利用に当館が不適切と判断した行為があり、これにより当館又は及び第三者に損害が生じた場合には、当該損害を賠償していただきます。

## 第19条 変更条項

1. 当館は、この約款の変更が、宿泊しようとする者及び宿泊客の一般の利益に適合するとき、又は、その変更が宿泊契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性等に照らして合理的なものであるときには、この約款を変更できるものとします。

2. 当館がこの約款を変更する場合には、変更日を定めた上で、予め、宿泊しようとする者及び宿泊客に対し、当該変更日、及び当該変更内容をインターネットの利用により周知するものとします。

3. 宿泊しようとする者及び宿泊客は、この約款の変更に同意できない場合には、宿泊契約を解除できるものとします。

## 第20条 言語

この約款の英語版と日本語版に矛盾がある場合、日本語版を優先させるものとします。

## aeru time-stay ご利用規則

aeru time-stayでは、宿泊約款第10条に基づき、当館の特性を保ち、また、お客様が当館に滞在中に快適かつ安全にお過ごしいただくことを目的とした利用規則を下記の通り定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。万が一この規則に対してご協力いただけなかった場合は、宿泊約款第7条第1項により、客室及び当館内の他の諸設備のご利用をお断り申し上げることがあります。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当館では責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 館内及び当館敷地内での喫煙はなさないでください。館内及び周辺には、一切の喫煙スペースはございません。
2. 館内では火災の原因となるような行為はなさないでください。また、暖房用、炊事用などの火を使用する器具（当館が館内に設置した電気及びガスを使用する器具を除く）は当館スタッフが扱いますので、お客様ご自身ではご利用なさないでください。
3. 下記の物品は、お客様の安全の確保及び当館の特性の維持のため、お持ち込みはお断りさせていただきます。
  - (1)動物、鳥類（身体障害者補助犬を除く）
  - (2)火薬、揮発油その他発火、引火性のもの、異臭を発するもの
  - (3)常識的な大きさ、量をこえる物品
  - (4)法により所持を許可されていない鉄砲、刃剣、麻薬・覚醒剤の類
4. 客室は宿泊以外の目的にご利用なさないでください。
5. ご滞在中の現金、貴重品の保管には客室金庫をご利用いただくようお願い致します。万が一の紛失、盗難事故等が発生した場合、当館は一切の責任を負いません。
6. 施設を事務所や営業所がわりとしてご利用なさないでください。
7. 賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をなさないでください。
8. 館内の諸設備及び諸物品についてのお願い
  - (1)本来の目的以外の用途にご使用なさないでください。
  - (2)館外へ持ち出さないでください。
  - (3)他の場所に移動したり加工したりしないでください。
9. 館内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費その他当館に生じた損害賠償を申し受けます。
10. パジャマやスリッパは館内でのご利用のためにご用意しています。パジャマとスリッパの客室と館外でのご利用はご遠慮願います。



11. ご滞在中、担当者から勘定書の提示がございましたら、その都度お支払いください。
12. お客様による、館外から飲食物等のご注文（配達）はお断りさせていただきます。
13. 未成年者のみの宿泊はお断り申し上げます。

## 別表第1

宿泊料金等の算出方法（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

<宿泊客が支払うべき総額の内訳>

1. 宿泊料金：室料＋飲食料＋鍼灸サービス料＋アクティビティ料＋送迎料
2. 追加料金：追加飲食及びその他利用料金
3. 税金：消費税

<注>

1. 上記は税法が改正された場合など、その改正された規定によることとします。
2. 基本宿泊料はウェブサイトに掲示する料金になります。
3. 子供料金は園児（3歳以上6歳以下）に適用となります。
4. アルコール飲料は基本宿泊料には含まず、追加料金となります。

## 別表第2

違約金（第6条第2項関係）

- |         |      |
|---------|------|
| 1. 1か月前 | 20%  |
| 2. 2週間前 | 50%  |
| 3. 1週間前 | 80%  |
| 4. それ以降 | 100% |

<注>

1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、宿泊契約の一部解除と取り扱い、上記違約金の定めに従ってその短縮日数に応じた違約金を収受します。
3. 当館が指定する特定日・宿泊プラン等では別途キャンセル料が発生します。

以上